

広島県地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条の規程に基づき、広島県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関すること。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、広島県地域政策局交通対策担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、広島県地域政策局交通対策担当交通企画担当の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、広島県において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の印の種類は会長印とし、印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の印の保管、取扱い等については、広島県において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
広島県地域公共交通協議会 会長之印	広島県地域公共交通協議会 会長之印	てん書	24mm × 24mm	会長名をもって発する 文書	1	事務局長